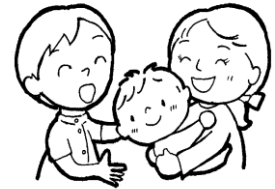


里帰り出産等により山形市の委託事業者以外で 産後ケア（乳房ケアに限る）を利用される方へ

山形市より産後ケア事業の業務委託を受けている事業者以外の事業者で産後ケア（乳房ケアに限る）に該当するサービスを利用される方へ費用の一部を助成します。

<対象者>

山形市に住民票があり産後1年未満の方



<対象サービス>

乳房ケア（通所型）・乳房ケア（訪問型）1回あたり1～2時間程度

助産所等を利用した通所又は助産師による居宅への訪問により、母親に対する乳房ケア、助産師等による育児に関する指導等を行うとともに、今後の育児に資する指導等を行う

※利用上限回数は委託事業者での利用とあわせて3回

<利用可能事業者>

以下のすべてに該当する事業者

- ・里帰り先の自治体より産後ケア事業の業務委託を受けている
- ・住民票が里帰り先になくても自費で産後ケアを利用できる
- ・山形市が定めた上記対象サービスの提供時間・内容で乳房ケアを利用できる

<利用前の手続き>

事前相談

事業者に上記「利用可能事業者」すべてに該当し対応できるか確認ください。



利用申請

利用希望日の2週間前までに申請書を提出ください。担当者より申請者あて連絡します。



通知送付

母子保健課より利用通知及び利用時に事業者へ提出が必要な書類を、申請者あて送付します。



利用予約

ご自身で直接ご予約ください。



サービス利用

事業者へ書類の提出及び母子健康手帳を提示のうえ利用ください

《事業者へ提出する書類》

- ①「事業者あて添書」
- ②「山形市民の産後ケア利用依頼書」
- ③「利用申請書の写し」

<利用後の手続き>

助成申請

利用日から6か月を経過した日が属する月の末日または、令和8年3月末日のいずれか早い方の期日までに申請ください。

※令和8年3月末日に利用した場合も、同日が申請期限となりますのでご注意ください。

↓

《必要なもの》

- ①「助成金交付申請書兼請求書」
- ②「領収書（産後ケア利用料とわかるもの）」
- ③「明細書」
- ④「母子健康手帳の産後ケアページの写し」
- ⑤「通帳（申請者名義のもの）」

通知・振込

決定通知を送付し指定された口座へ振り込みます。

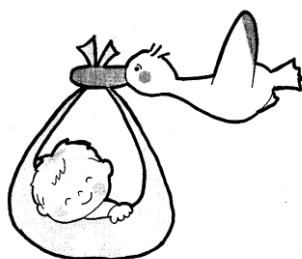
<助成申請における注意事項>

- ・医療保険が適応された費用やオプション料金は助成対象外です。
- ・領収書は「産後ケア利用料」とわかるよう事業者からの記入が必要です。
- ・文書料が発生した場合、利用者負担とし助成対象外となります。

<助成額>

自己負担額は別紙自己負担額計算シートを必ずご参照ください。

助成金には上限額があるため、利用前に必ずご確認ください。



【連絡先】

山形市健康医療部 母子保健課 妊娠出産サポート係（山形市保健所内）

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

電話：023-616-7038 F A X：023-647-2281

Mail: boshihoken@city.yamagata-yamagata.lg.jp

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分

閉庁日：月曜・祝日・年末年始（日曜、月曜が祝日の場合は、火曜日も閉庁）。

※閉庁日はこれによらない場合があります。

山形市公式ホームページ母子保健課開庁日カレンダーをご覧ください。